

アイヌ民族の文化復興と教育に関する研究  
一言語復興と歴史教育におけるエンパワーメントー

要約書

日本大学大学院総合社会情報研究科

博士後期課程 総合社会情報専攻

平成 25 年度

指導教員 北野 秋男

20110414001 上野 昌之

## 第1節 研究の背景と目的

現在アイヌ民族の人々は、北海道を中心に首都圏や大都市圏に散在して生活をしている。人口の統計調査は実施されていないため正確な人口は把握されていない。北海道アイヌ生活実態調査によれば 23,782 人（2006 年）といわれるが<sup>1</sup>、実際にはその数倍の人口があるのではないかと推察される。経済的な生活状態が苦しい人々も多く、道内では生活保護世帯の比率が一般の人よりも高い。社会的な差別も就職や婚姻、学校、職場などに残存し、社会的には不利な状況に置かれている場合が多い。こうした問題の背景としては、明治期に日本の領域に包含され日本国民として位置づけられたアイヌ民族の特異な歴史がある。150 年近くの時間を経ても、なお日本社会のなかで民族的な地位が確立できず必ずしも恵まれた状況にないというのは、これまでの日本の少数民族・先住民族政策や差別意識などの日本社会のあり様が起因している。

1997 年に国会において「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」<sup>2</sup>、いわゆる「アイヌ文化振興法」が制定され、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現が目指された。同法がアイヌの文化振興や普及に寄与したことは高く評価されるものの、アイヌ民族の人々の生活改善や権利の回復までには至っていないといわれる。

2007 年に国際連合において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」<sup>3</sup> が採択され、世界の先住民族の権利が保障・保護される動きとなった。これを受け日本においても 2008 年衆参両議会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」<sup>4</sup> が採択され、その後「内閣官房長官談話」<sup>5</sup> という形でこれが了承された。アイヌ民族は日本における先住民族であると承認されたことになる。この決定に基づいて、「アイヌ政策に関する有識者懇談会」、続いて「アイヌ政策推進会議」などが設置され、現在は新たなアイヌ政策を協議している段階にある。こうした協議が、どれほどの成果をあげ、アイヌ民族の生活改善と権利回復を成し遂げるかは未知

数である。アイヌ民族の文化振興以外にも政治的・経済的・社会的な課題が克服され、民族の尊厳を保つ方策が実現されることが今日の日本社会には求められている。

アイヌ民族は、歴史的には北海道を中心に樺太や千島列島、東北地方に先住していた人々である。国家化的な枠組みを作ることはなかったが、地域的なまとまりを持ち、独自の共通する言語・文化を有していた民族である。基本的に狩猟・漁労・採集民ではあるが、古くから、大陸や日本との間で交易関係も持ち、近世まで相互に影響し合いながら共存してきた歴史がある。このようにアイヌ民族は、歴史的に日本に先住する北方の少数民族であるが、松前藩の蝦夷統治のもとで次第に経済的な拘束を受けるようになり、自立性が失われていった。そして幕末から明治にかけて日本が北方に拡大する中で蝦夷地・北海道は日本国に包含されていった。ここにはアイヌ民族の人々の主体的な選択はなく、当時の政府による統治領域の拡大に従属を余儀なくされた。アイヌ民族は蝦夷地または北海道という名の北方の地に先住する単なる土地の付属物に過ぎなかった。換言すれば、日本という国民国家が生まれ、国家の近代的な拡大の中で周辺民族のひとつとして一方的に包含されていったということになる。

先住民族という概念は、国際労働機関（ILO）の定義では、「独立国における民族であって、征服もしくは植民地又は現在の国境が画定されたときに、その国又は国の属する地域に居住していた住民の子孫であるため先住民族とみなされ、かつ、法律上の地位のいかんを問わず、自己の社会的、経済的、文化的及び政治的制度の一部又は全部を保持しているもの」<sup>6</sup>とされる。アイヌ民族はまさにこの定義に当てはまる民族であり、日本における先住民族といえることができる。

このようにアイヌ民族の人々は、これまでの日本に包含された歴史の中で民族的な差別を受け、政治的、経済的な不利益を受け主体性を奪われ、民族の言語・文化・伝統が衰退し、民族としての社会的な自律性は失われた。すなわち民族として存在し、それを発展させる権利が奪

われたことを意味する。この事実を顧みるとき、日本という国や社会のあり方は今一度再考されるべきものとなる。

しかし、過去においては「滅び行く民族」と言われたこともあったアイヌ民族は今日、文化的な復興を目指す活動を様々な形で行う一方で、政治的な権利の回復、経済的な自立を求めて組織的な活動を行っている。そこにはアイヌ民族の誇りが尊重される新たな日本社会のあり方を求める期待が込められているとあっていいだろう。先住民族としての承認が国によってなされた今日、アイヌ民族の活動は理想の追求から、理想の実現という段階に来ていると言っても過言ではない。アイヌ民族のあり方を通して日本における多文化・民族共生社会の実践のあり方を模索することも可能となろう。

そこで本論文では、アイヌ民族が日本社会における公正さと平等性、民族としての誇りの実現を求めて行っている民族の文化復興活動と教育活動に着目する。そうした活動の中に内在化しているエンパワメントに視点を置き、彼らが社会文化的な働きかけによって、社会変革を促し、自己存在の確立を目指している姿を明らかにしていく。そして、これらの活動を通して先住民族としての権利の実現を図るための方策を考察していく。本論はアイヌ民族が日本の先住民族として尊重され、民族としての尊厳が満たされ、安定した地位を築くことが可能となる社会の実現に寄与することを願うものである。

## 第2節 研究の意義

本論文では以下の視点のもとに、アイヌ民族の置かれた歴史的な変遷をたどり、アイヌ民族の文化衰退要因を捉えるとともに、現代における文化復興活動のあり方に目を向け、先住民族のもつ問題点を顕在化させ、民族活動の取り組みの実態を明らかにしていく。そして、日本におけるアイヌ民族の社会的位置付けを明確化させる方法論的課題を考察する。

アイヌ民族は歴史的に日本に包含された過程において、いわゆる同化政策で文化の剥奪、共同体の分断、政治・経済的抑圧、社会的差別により社会的な底辺に位置づけられていった。このメカニズムの中で教育が牽引的役割を担った。つまり教育が文化剥奪の装置として機能し、それがアイヌ共同体という社会の基盤を崩していった。フランスのブリュデュー (Pierre Bourdieu) も指摘するように、教育とは文化再生機能としても文化剥奪の装置としても機能するものである<sup>7</sup>。アイヌ民族は一時は「滅び行く民族」と言われたが、戦後の民主化の中で、自らの置かれた状況を克服しようとする民族活動が始まる。本論文ではアイヌ民族の文化教育分野の活動に着目するが、その中心が言語文化復興であり、歴史の見直しである。アイヌ民族が両者を通して教育活動を軸にして民族復興再生に取り組もうとする点は興味深く、重要であると考えられる。つまり教育がアイヌ復興の中心に位置づけられていることを意味している。そして教育が単に文化復興と差別対抗としてあるのではなく、その過程においてアイヌ民族自身へのエンパワーメントをもたらすものであることを指摘したい。教育とは、歴史的に見ても、しばしば文化剥奪装置や選別・差別の抑圧装置になると同時に、民族の自立と再生を促す「エンパワーメント」にもなりうる。これによりアイヌ民族の民族的アイデンティティが強化され、共同体の再生と結びついていく。そして、こうした活動がアイヌ民族においてはより活性化し、先住民族の国家承認という、先住民族の権利の普遍性への追求へと向かわせることになる。以上のようにアイヌ民族を先住民族の視点から捉え、その下でアイヌ民族の文化復興活動のあり方とその意義を考察することを本論文の主要テーマとする。

この問題設定が依拠するところは、ひとつにアイヌ民族の日本における社会的地位の低下の発生を歴史的に社会文化的観点から確認することである。そして、近年アイヌ民族が文化的活動の活性化を伴って民族的権利回復運動を進めている状況を鑑み、そのメカニズム、権利回復への戦略を社会文化的観点から考察することである。これはアイヌ民族の文化復興活動の意義を考え、翻って日本社会のあり方を再考するという意図がある。その際に着眼すべき点が、「文

化復興活動に内在するエンパワーメント」、「アイヌ民族と教育」、「先住民族の権利」という視点である。この三者の輻輳がもたらすアイヌ民族の文化復興活動の意味を考察することで、日本社会と先住民族であるアイヌ民族との関係性を明らかにしていきたいと考えるものである。

### 第3節 研究視点と展開

ここでは研究方法の中心となる基本概念となる三つの視点を確認しておく。まず、第一に文化復興活動の底流にある「エンパワーメント」をとらえる。

エンパワーメントの概念は17世紀に法律用語として「権利や権限を与える」という意味の“em-power”として用いられた。1950年代以降アメリカの公民権運動でもこの語が用いられ、1960年代以降は使用の範囲が拡大し、フェミニズムや市民運動、開発途上国の開発、社会福祉、医療と看護、教育などの分野で使われるようになった。近年では女性差別問題のほか障害者、同和問題、先住民族や定住外国人などの差別や偏見に対抗する人権運動の文脈の中での対抗概念としても用いられるようになってきている。

社会的・経済的な力を持たない人々、政治の決定過程から離れ、排除され力を奪われている人々は、パワーレスな状態にあり自らの人生、生き方において自己決定する力を持ちえない。その原因は、そうした人々に起因するものではなく、社会的、政治的、経済的な抑圧の結果として、その能力が剥奪されたために生じたものである。本来だれにでも備わっている自己決定能力を獲得することは人間固有の権利であり、それを支援していくことがエンパワーメントであるといえる。言い換えるならば、エンパワーメントの重要性は「差別や抑圧のもとで無力化された人たちが自らの抱えている問題を解決する力を自らの内に持っていることを自覚し、他者との対等で豊かなつながりを結び直すプロセスを通じて、共同体（集団と地域）と社会を変革していく主体を形成していくように作用」させることである<sup>8</sup>。

アイヌ民族の場合も長期にわたる政治的、経済的、社会的、文化的な抑圧によって個人的・民族的な自己決定権を失った。これを再び獲得するエンパワーメントを促す活動が今日行われており、それを支援し民族的な復興に結びつくエンパワーメントが、民族的な共生社会を実現させていくうえで求められる。

次にアイヌ民族活動にとって教育の持つ意味を考える。本論では、アイヌ民族の文化喪失とその復興の問題ならびに社会的差別への対抗を歴史教育の再考という観点から扱う。この時、教育という観点から論じる理由は、一つには明治以降のアイヌ民族における社会的な衰退が、教育との関わりによってもたらされたためである。明治時代には、学校教育を通して同化政策が遂行され、学校がアイヌ社会の中核となり社会を改変する同化装置としての役割を担っていた。アイヌへの差別も学校でのいじめという形で進行し、その延長線上で社会的な差別が定着していった。アイヌ民族の子どもたちの学習権は侵害され、アイヌ民族は教育からの逃避という現象を引き起こし、社会的な上昇に欠かせないアカデミック・キャリアの獲得を阻害されていった。こうした文化的・社会的再生産が繰り返される中で、経済的な貧困からの脱却が未だ達成されない多くのアイヌ民族の状況を作り出していったと考えられる。

しかし今日、他方でアイヌ語の復興や伝承文化の継承が広く行われるようになってきた。アイヌ民族の衰退した言語・文化を再生し、伝統的な知識を継承し発展させ、民族としての誇りが尊重される社会を実現させるために教育が果たすべき役割は大きいと考えられる。教育を受けることは全ての人々の権利であり、学習を通して人々は自らの生き方、社会の発展を導くことができる。過去において教育はアイヌ民族を衰退に至らしめたが、今日では逆にアイヌ民族を復興させる文化再生装置として教育の役割が重要視される。そこで、教育という視点からアイヌ民族の復興と再生の活動を考察することにする。

そして、三点目に国際法の観点から権利保障の可能性を探ることである。つまり、日本の法体系の中には「民族」、「先住民族」という概念が存在しない。それゆえアイヌ民族という集

合体の権利を規定するためには憲法に並ぶ上位概念が必要となる。それが国際条約及び国連など国際機関における規定で日本が批准した法体系である。憲法では、国際法の遵守が謳われており、これを援用することで先住民族の権利を保障する手立てが確保される。つまり「国連人権規約」や「先住民族の権利に関する国際連合宣言」等を日本の法体系の中に援用することである。なお、先住民族の定義に関しても日本独自のものが存在しないため、日本は未批准ではあるが「ILO169号条約」を参考に論を展開する。

以上の視点を持ち、本論文では、アイヌ民族が文化復興と反差別教育の活動を通してアイヌ民族再生のための「エンパワーメント」が獲得されていることを明らかにしつつ、民族活動が権利回復を求めた活動であること、そしてこの活動が国際法的な観点から裏打ちされるものであることを明らかにしていく。

本論文は以下のような展開で論を進めることにする。

まず第1章で近代日本の形成にあたり先住民族のアイヌが国家に包摂され、独自の民族社会や民族的アイデンティティを喪失していく経緯を考察する。その際、同化主義的な教育政策により侵害されていくプロセスを、民族言語の喪失と民族社会の崩壊という視点に立ち論証する。ここで言語に特化するのには、言語は民族文化の象徴として位置づけることができるからである。過去において学校教育が校内での教育活動を通してアイヌ語収奪を行い、また学校が地域に浸透していくことで、アイヌ自らが言語継承を拒んでいった言語収奪のメカニズムを論じる。そしてそれが世代間の断絶、共同体の崩壊へと連なっていったことを明らかにしていく。

そして第2章では、このアイヌ語が明治期からの同化政策によって現在危機言語といわれるまでに衰退し、話者がいなくなったが、他方ではこのことが問題化し言語復興に向けた活動が再生されている点を論じていく。そしてこの言語再生プログラムの中で、民族的なアイデンティティの確立に向けた活動が付随的に行われ、民族的な誇りを取り戻す意識と結びついている

点を重要視する。言語復興活動がアイヌ・アイデンティティの確認であるとともに民族再生の象徴であるという視点で論証を加え、この行為が民族への「エンパワーメント」となる点を明らかにする。

第3章では、アイヌ語を復興させていく上で課題となる問題に焦点を当て、メディアという視点に着目した。まずアイヌ語語彙の現代語化という問題をプリント媒体であるアイヌ語季刊誌『アイヌタイムズ』の試みを通して考察する。そして、放送メディアである「FM<sup>にぶたに</sup>風谷放送」の活動からアイヌ語の普及がどのような意味を持つものなのかをアイヌ・コミュニティとの関係で考察する。

第4章では、北海道ウタリ協会（現、北海道アイヌ協会）がアイヌ民族への社会的な偏見・差別の根絶を目標に掲げ、学習権の保障を求めつつ学校教育改善への取り組みを行っている点に目を向ける。アイヌ民族にとって教育を受けることがいかなる意味を持つかを考え、彼らの活動を把握しその意義を明らかにしていく。

第5章では、アイヌ民族が展開する日本社会におけるアイヌ民族の歴史とアイヌ民族への理解を求める運動に焦点を当てる。そこにはアイヌ民族の反差別の取り組みとして歴史の見直し、歴史教育へのアプローチが顕著である。つまりここでは歴史認識という概念を用い日本社会とアイヌ民族との齟齬を際立たせ、差別への対抗として歴史教育を駆使し、民族的肯定感を構築しようとするアイヌ民族のアプローチを導く。差別問題への対抗という観点からアイヌ民族の歴史教育への取り組みを論じるという視点を据えることで、アイヌ民族の自立性に向けた意識の高まりがこの活動を支え、民族的な「エンパワーメント」となっていることを明らかにする。

第6章では、前章を受け北海道の地域教育の観点から社会科地域教材の副読本を扱う。副読本に記述された戦前、戦後、そして今日の地域学習におけるアイヌ民族の位置づけを明らかにし、底流に流れる歴史観を考察する。これによりアイヌ民族が歴史教育の中でいかに扱われてきたかを明確にするとともに、歴史観の違いによりアイヌ民族の認知が社会的に正しくなされ

てこなかった実態を明らかにする。しかし、これまでのアイヌ民族の歴史見直し活動の末に近年アイヌ民族に関する副読本が作成された。この教材のあり方からアイヌ民族学習の要点を把握し、アイヌ民族学習にとって不可欠な視点とは何かを考察する。そして近年再燃した北海道での歴史観の相違を考察することにする。

第7章では、先住民族にとって、マイノリティの教育や文化継承にとって権利保障がいかに重要であるかを明らかにする。近年活性化してきたアイヌ民族の活動から、アイヌ民族の求めているものが、先住民族としての権利の保障であることを明らかにしていく。そして、それを国家が承認することでマイノリティの権利は後退することなく、確実なものとして保障されていくことになることを論考していく。その方策として「国際人権規約」や「先住民族の権利に関する国際連合宣言」等の国際法規をもとにアイヌ民族の権利の正当性を位置づけていくことにする。国際的な先住民族運動と軌を一にする近年の民族活動の動向を時間軸を追って位置づけ、1984年の「アイヌ新法」制定という動きに着目し、「アイヌ文化振興法」（1997年）と「二風谷ダム裁判」（1997年）の判例（文化享有権の承認）のあり方から権利保障という視点をクローズアップさせ、権利回復は民族再生の上で欠かすことができないものであり、その認証には国際法的な観点が必要不可欠であることを例証していく。

本論は以上のような視点に立ちアイヌ民族の文化復興活動の意味づけを行い、そこからもたらされるアイヌ民族と日本社会との関わりを明らかにしていく。後述する先行研究を踏まえながら、アイヌ民族の復興を教育・文化の視点から総合的に論じる。

#### 第4節 本研究のまとめ

本論文では、アイヌ民族の置かれた歴史的な変遷をたどり、アイヌ民族文化の衰退原因を捉えた上で、近年におけるアイヌ民族の文化復興と差別払拭を目指した民族復興活動に着目し、そのなかでアイヌ民族の人々の行動原理を考えた。

第1章では、アイヌ語の衰退を時間軸に従って考察した。幕藩期の蝦夷地での社会経済的動向からアイヌ民族の社会的な劣勢化が生じていたことを指摘した。これが、明治時代の開拓政策の中で一層深刻化していった。和人の流入と土地・資源の剥奪が国家的規模で行われ、アイヌ民族の生存権が侵害されていった。アイヌ民族を日本化させるいわゆる同化政策が各所で推進され、学校教育を通して浸透していった。社会的な劣勢と学校教育における日本化によりアイヌ語やアイヌ的慣習は改変されていった。日本によるアイヌ統治化の中で、アイヌ文化は急速に衰退していった。そして同化はアイヌ民族の中で皮肉にも受け入れられていくことになり、アイヌ言語・文化の継承に断絶が生じていくことになった。この結果数世代でアイヌ語が衰退、消滅の危機に直面することになっていった。現在アイヌ語が「消滅の危機に瀕する言語」という状態にあるのは、このような歴史的背景があることを明らかにした。

第2章ではアイヌ語の復興活動について考えた。「消滅の危機に瀕する言語」と言われるようになってしまったアイヌ語を如何に保持し、使用し、継承していくかを、その活動を通して考えるとともに少数先住民族の言語権という観点からも考察することにした。言語は独自性、文化的な蓄積を持つ。それを使用する人々の貴重な文化遺産である。またその言語に依拠した民族的アイデンティティを保持しており、それが失われることは共同体を変容させていくものにもなる。このことから独自の言語を持つことは人間集団が存在する基本的な権利であることがわかる。アイヌ語も「消滅の危機に瀕する言語」でありその保存継承の必要性が求められているものであるが、日本語という大言語の社会環境の中で極めて難しい状況に置かれている。しかし、その一方ではアイヌ語を学び継承したいというアイヌ民族の人々の根強い意識があり、その活動は脈々と続いている。この活動を広め盛んにしていくには学習環境の整備と社会的な認知が欠かせないことがわかる。アイヌ語を学ぶ人々の裾野を広め、アイヌ語自体の社会的な価値を高める創造的な取り組みが求められていることを示した。

第3章では、アイヌ民族のメディアを媒体とした活動に焦点を当てた。季刊誌である『アイヌタイムズ』では、アイヌ語語彙の造語と表現の多様化の試みが行われていた。また「FM 二風谷放送」では、アイヌ語の普及とアイヌ・コミュニティの再興が試みられているのがわかつ

た。最近では若い人たちによるアイヌ語を使用した芸能活動も行われるようになってきている。こうした様々な活動が広まることによって、日本社会の中でアイヌ語の存在は認知されるようになり、普及していく方向性が見出される。それと同時にアイヌ民族の人々が「エンパワーメント」を獲得し、自信を回復させていくことが期待されることを論じた。

第4章ではアイヌ民族がこれまで取り組んできた教育問題において、その課題の所在を検討し、教育に対する考え方を検証した。学校教育の中でアイヌ民族は今日においてもなお、いじめや差別を受けている。過去にあった事例をもとにそうした状況がいかに個人の成長に影響を与えていったのかを振り返った。学校教育も教育全般的なあり方もアイヌ民族にとっていかなる意味を持っているのかを考察した。

1984年に北海道ウタリ協会で提案された「アイヌ民族に関する法律（案）」では教育問題が重視され、教育における法的措置を求めていた。アイヌ民族の教育や民族文化の研究・継承を法制化によって保障することが働きかけられていった。法制化という手段により彼らの文化継承・教育権を確保していこうという動きであった。この点は後に「アイヌ文化振興法」により部分的に改善された。

人々にとって教育を受けることは成長発達に不可分のもので、幸福追求権に位置づけられるものである。アイヌ民族の人々は「アイヌ」であることでこの権利が侵害される状況が続いている。それゆえ個人にとっても学校生活からのネグレクトが起き教育制度という枠組みから脱落していく割合が大きかった。高等教育への進学率が全国的平均より低いのは経済的問題もさることながら、こうした教育環境の持つ過酷な状況が一因していた。そしてこれが再生産されることで子どもの教育や家庭生活の不安定な状況が継続していく恐れがある。民族的な教育権を持たないことでも、学校教育で自民族言語の教育や自民族の歴史を学ぶことができないという問題も生じている。アイヌ民族のような先住民族にとって教育は、生活基盤の確立、アイデンティティの確認という幸福な生活を送るための人権の一つとして、十分に配慮されるべきものであることを指摘した。

第5章では、アイヌ差別問題に端を発する学校教育との関わりで、アイヌ民族についての歴

史教育について考察した。学習指導要領に規定されている歴史教科書の記述と北海道の学校現場での教育実践例を比較考察し、その視点の違いを考えた。学校現場での実践ではアイヌ民族の抱える差別問題を意識し、その払拭を図るためにアイヌ視点に立つ歴史教育を組み立てる取り組みがなされてきた。そこには教科書に記述される日本という国家の歴史へのアンチテーゼがあるという良い。先住民族の存在も視野に入れた歴史を再構築して行くことが課題となることを示した。

第6章では、北海道の地域教材として使用されている小学校副読本を題材に、歴史認識のあり方を考察した。そして、近年「アイヌ文化振興法」のもとで作られた「アイヌ民族副読本」を検討した。アイヌ民族の人々は歴史の中にアイヌ民族を包含した歴史認識の形成を求め、教育委員会など教育機関とともにその形成と普及に努め活動を進めてきた。この主体的な活動の中でアイヌ民族の人々は自らの歴史の正統性を主張するとともに、自らのアイデンティティを強め、「エンパワーメント」を獲得していったということがいえる。アイヌ差別払拭の一環でもある歴史認識の問題は容易に改善されるものではないが、アイヌ民族の地道な活動や国際的な先住民族の潮流などの社会的変化のもとで歴史認識も変化はしている。しかし国家的な歴史観からはアイヌ民族の抑圧をめぐる歴史を見直すことは容易ではない。そして北海道では根強く残る開拓史観と言われる歴史観がアイヌ民族の歴史と対峙していることを明らかにした。

第7章では、ここ30年のアイヌ民族の活動を整理し、その論点を実現するために国際法の援用による権利の実現について考察した。アイヌ民族自立化運動に焦点を絞り1980年代からの活動を文化と教育における復興と権利を中心に振り返った。「北海道旧土人保護法」の廃止と新法の制定という要求が、やがて「アイヌ文化振興法」という新たな法律を作ることになった。しかしこれは文化振興に特化した法律であったためアイヌ民族の人々には全面的な賞賛は得られなかった。近年のアイヌ民族の活動は、生活の向上と教育の向上を目指した30年前とは異なり多様な目的や方向性を持つものとなっている。しかしそれを総括するならば、民主主

義の社会の中での先住民族としての承認とその権利の保障ということに収斂することができ  
る。国際社会においては様々な民族（peoples）に対する権利保障の枠組みが作られている。  
日本が批准している条約等も数多くある。しかし、アイヌ民族は国内少数先住民族として権利  
が十分に保障されているものではない。この原因には国際法に対応した国内法が整備されてい  
ないことがある。つまり、日本がアイヌ民族の権利保障に消極的な国家であることを意味する。  
しかし、「二風谷ダム裁判」で国際法を援用することで国内法に準じた扱いができることが明  
らかになった。このような国際法の援用によってアイヌ民族の諸権利を保障する手立ては開か  
れていると言って良い。近年「国連で先住民族の権利宣言」が採択され、日本でもアイヌ民族  
が先住民族であると承認された。アイヌ民族は民族的な尊厳と平等が果たされ、経済的な自立  
が可能となる社会の実現を権利回復という形で求めている。今日これが可能な社会状況になっ  
たと言ってよいだろう。今後のアイヌ民族に対する施策が先住民族としての広範な権利の保障  
をもとになされていくことが期待される。

以上のことから、アイヌ民族の人々は日本社会に対し、公正さと平等性のもとで民族として  
の権利の保障を求め、民族としての尊厳が保たれ、誇りが実現できる社会を求めていることが  
わかってきた。言語復興のための数々の活動、差別払拭の組織的取り組み、歴史教育の見直し  
など、その活動を分析すると、そのなかには彼ら自身をエンパワーメントさせる源泉が内在す  
ることが見えてくる。永い抑圧の歴史の中でも社会への同化に対抗しつつも、日本社会に馴化  
せざるを得ない選択を迫られたアイヌ民族は、そうした境遇の中にあっても自らを見失わず社  
会からの差別へ対抗してきた。彼らの精神の底流には、自らの民族の矜持を感じることができ  
る。近年、アイヌ語復興や歌舞工芸などの実践的な文化復興活動が行われ、学校教育において  
も歴史教育を始めとしたアイヌ学習による民族理解の推進や社会における民族理解のための  
啓発活動が行われてきた。こうした活動は日本社会に対する差別撤廃の働きかけではあるが、  
一方では「アイヌ文化振興法」といった新たな法律を制定し、他方では「国連で先住民族の権  
利宣言」の追認による国家の先住民族承認という社会変革を促すこともできた。そしてこうし

た行動は、自己存在の確立を目指すアイデンティティ強化と民族共同体の再活性化の行動をさらに高める相乗効果を持っていたことがわかる。

アイヌ民族の一連の活動は 1980 年代以降の先住民族の世界的な潮流の中で諸権利の回復と実現を目指す試みと一致している。すなわち、これまでのアイヌ民族の生活上の問題は、彼らが「先住民族」であることに起因しており、時限的な福祉対策や付加的で断片的な教育制度の運用、国民啓発を目的とした文化振興という弥縫策では解決できない問題であることは明確である。これを解決していくためにアイヌ民族は、日本社会が先住民族の歴史を受け入れ、将来共生社会の実現へと移行していけるように働きかけをすることが必要となってくる。逆に日本社会はパラダイムの転換と言えるほどの抜本的変革が求められることになる。先住民族の存在を承認することは、これまでの日本とアイヌ民族、両者の歴史を見直すことであり、そこから生じる様々な先住民族の権利問題も解決していかなければならない。そして、アイヌ民族を始めとした多民族・多文化の共生社会を構築するとは、これまでのマジョリティ社会にマイノリティを単に包摂することではない。社会に内在する様々なマイノリティと協働して新たな社会を作り出すことである。そこにはマイノリティの代表者を単に参加させるといった表面的・事務的な扱いではなく、法規や行政組織など権利承認や決定システムの変更を伴う抜本的な変革も求められることになる。そうした困難な作業を行っていくことができるかどうか日本社会に課せられた課題でもある。

そして、日本社会で「先住民族」と承認されたアイヌ民族が、現時点で考えるべき課題は、日本社会におけるアイヌ民族の地位を確立し、誇りと尊厳を享受できる社会の実現を図るための方策である。すなわち、既存のメディアはもとよりインターネットでも、これまで実現してこなかった独自のチャンネルを持ち、情報発信をしていくことである。コンテンツにおいても既存のものばかりでなく、サブカルチャーと言われるフィールドでも音楽、舞踏、ゲーム、アニメ等様々な媒体を通してアイヌ文化の情報を発信し、日本社会や世界への啓発活動を戦略的に実践していくことが考えられる。また、北海道をアイヌ文化の発信地として計画的に文化事業を活性化させることなどは、既存のシステムでもできることである。そして他方では、学校

教育の再構築を求めることである。端的に言えば、アイヌ学習のナショナル・カリキュラム化とアイヌ民族の教育権の行使である。日本社会の多文化性を重視し、学校教育での多文化共生学習・アイヌ学習の必須化やアイヌ民族学校等の設立などが射程に入る。こうした日本社会での地位確立のための戦略的プランをアイヌ民族自身がいかに考え、取り組んでいくかにかかっている。

マイノリティである彼らの人口は日本の中で極めて少ない。財政的な基盤も弱いアイヌ民族にとって、独自に行う活動には限界がある。しかし、そうしたハンディを乗り越え、これまで民族活動が繰り広げられてきた。それを一層強めていくために民族的な意思の統一を図り、国のアイヌ政策などをもとにマジョリティ社会と協働していくことが何よりも必要なことである。先住民族としての権利回復の全般は、この延長線上にあるといえるだろう。アイヌ民族が名実ともに日本の先住民族と承認されるかは、この点の実現にかかっているといても過言ではない。

## 目 次

### 序 章

第1節 研究の背景と目的

第2節 研究の意義

第3節 研究視点と展開

第4節 先行研究

第5節 本研究の独創性

註

### 第1章 アイヌ教化とアイヌ民族

はじめに

第1節 アイヌ教化とアイヌ民族

(1) 幕藩期のアイヌ支配の構造

(2) 明治期の教化政策

## 第2節 アイヌ教育政策とアイヌ語の衰退

(1) 「旧土人児童教育規程」の成立とその性格

(2) 吉田 巖の教育実践とアイヌ語教育

(3) 「旧土人児童教育規程」とアイヌ語衰退との関連

まとめ

註

## 第2章 「危機言語」としてのアイヌ語とアイヌ語の復興

はじめに

### 第1節 「消滅の危機に瀕した言語」としてのアイヌ語

(1) 「危機言語」としてのアイヌ語

(2) 言語の権利の重要性

### 第2節 アイヌ民族とアイヌ語学習

(1) アイヌ民族にとってのアイヌ語

(2) アイヌ語学習の方法

(3) アイヌ語教室とアイヌ語の復興

まとめ

註

## 第3章 メディア利用によるアイヌ語復興とアイヌ・コミュニティの再生

はじめに

### 第1節 『アイヌタイムズ』とアイヌ語表現

(1) 『アイヌタイムズ』とは

(2) 現代事象に対するアイヌ語表現とその対応

### 第2節 アイヌメディアとしての「FM 二風谷放送」

(1) 「FM 二風谷放送」とは

(2) 放送教育としてのアイヌ語プログラム

(3) コミュニティ・メディアとしての機能と役割

まとめ

註

資料

第4章 アイヌ民族をめぐる教育

はじめに

第1節 アイヌ民族の教育問題への取り組み

- (1) 学校教育に対する北海道ウタリ協会の取り組み
- (2) 「アイヌ新法」に見る教育上の要求

第2節 アイヌ民族と教育権の保障

- (1) アイヌ民族の置かれている教育的現状
- (2) アイヌ民族子弟の受けてきた教育
- (3) アイヌ民族の教育を受ける権利

まとめ

註

第5章 アイヌ民族をめぐる歴史教育

はじめに

第1節 戦後の学校教育とアイヌ民族

第2節 アイヌ民族に関する教科書記述と教室活動

第3節 学校教育における歴史理念とアイヌの歴史実践比較

まとめ

註

第6章 アイヌ民族と副読本の歴史認識

はじめに

第1節 アイヌ民族と歴史教育

- (1) 戦前の歴史教育
- (2) 戦後の歴史教育とアイヌ民族

## 第2節 北海道内社会科副読本

- (1) アイヌ民族の社会科副読本との関わり
- (2) 道内社会科副読本の研究

## 第3節 「アイヌ民族副読本」と歴史認識

- (1) 「アイヌ民族副読本」の作成と内容
- (2) 「アイヌ民族副読本」と開拓史観

まとめ

註

## 第7章 アイヌ民族の文化復興活動と先住民族の権利

はじめに

### 第1節 1980年以降のアイヌ民族活動の展開

- (1) 1980年代の動向
- (2) 1990年代の動向
- (3) 2000年代の動向

### 第2節 アイヌ民族の文化と教育の権利

- (1) 教育問題と国際法規にみるアイヌ民族の集団的な権利
- (2) 「二風谷ダム裁判」からみる文化享有権
- (3) 「アイヌ文化振興法」と「先住民族の権利宣言」の比較

まとめ

註

## 終章

### 第1節 本研究のまとめ

### 第2節 今後の展望と課題 —アイヌ民族教育機関設立に向けて—

- (1) アイヌ民族の学校教育ニーズ
- (2) 学会等におけるアイヌ民族教育機関の研究

まとめ

註

参考文献・引用文献一覧

註

---

<sup>1</sup> 北海道環境生活部『北海道アイヌ生活実態調査 報告書』2006年 p.3。

<sup>2</sup> 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H09/H09HO052.html> (2013年12月15日参照)。

<sup>3</sup> 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」市民外交センター仮訳ー(改訂 2008年9月21日)  
[http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS\\_japanese.pdf](http://www.un.org/esa/socdev/unpfii/documents/DRIPS_japanese.pdf) (2013年12月15日参照)。

<sup>4</sup> 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」  
衆議院 [http://www.shugiin.go.jp/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/ketsugian/g16913001.htm](http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/ketsugian/g16913001.htm)  
参議院 <http://www.sangiin.go.jp/japanese/ugoki/h20/080606-3.html> (2013年12月15日参照)。

<sup>5</sup> 「「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」に関する内閣官房長官談話」  
<http://www.kantei.go.jp/jp/tyokan/hukuda/2008/0606danwa.html> (2013年12月15日参照)。

<sup>6</sup> 国際労働機関 (ILO) 第169号「独立国における先住民族及び種族民に関する条約」1989年採択  
マヌエラ・トメイ (Manuela Tomei) & リー・スウェプストン (Lee Swepston) 著 苑原俊明 青西晴夫 狐崎知己訳『先住民族の権利ーILO第169号条約の手引き』論創社発行 2002年 p.70。

<sup>7</sup> ピエール・ブルジュュー (Pierre Bourdieu) 宮島 喬訳『再生産 (教育・社会・文化)』藤原書店 1991年 pp.18-19、pp.23-25、pp.52-53、pp.64-66、p.97。

<sup>8</sup> 熊本理抄「エンパワーメント概念の含意と有効性に関する検証ーマイノリティの視点からの「共同体」再生にむけた今日的課題」社会文化学会編集委員会編『社会文化研究』第10号 2008年 p.34。